

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

京都府次世代自動車インフラ整備ビジョン

京都府

平成25年 4月策定

平成27年 3月改訂

京都府次世代自動車インフラ整備ビジョン

1 ビジョン策定の趣旨

(1) 背景

近年、京都府内の交通道路状況は大きく変化しようとしている。平成 25 年 4 月には京都縦貫自動車道が名神高速道路に接続し、平成 27 年度には「京丹波わち IC—丹波 IC」が完成予定であり、南北に長い京都府にとって“背骨”が通ることとなる。このため、京都舞鶴港、府内工業団地、主要都市と京阪神地区とを結ぶ高速道路ネットワークや地域道路網とのアクセスが大きく向上することが期待されている。

一方、京都府では府内の温室効果ガス排出量の約 4 分の 1 を運輸部門が占めており、低炭素社会の実現に向けての対策が求められている。この対策の一つとして、電気自動車等の普及推進が挙げられる。走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車は、公共交通の利用促進（モーダルシフト）と併せて、低炭素社会に向けた新しい地域づくりを進める上で重要な役割を担うものと考えられる。

このため、今後の交通道路状況の変化も見据えつつ、電気自動車等の一層の普及促進が求められており、車両の普及と充電インフラの構築が重要な要素となっている。

(2) 目的

本ビジョンは、経済産業省「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」における「充電器設置のためのビジョン（以下「ビジョン」という。）」として策定するものであり、EV・PHV の初期普及段階から本格普及段階へ移行するために必要な充電インフラの整備に関する本府の考え方を示すものである。

本ビジョン策定により、本府における EV・PHV の普及戦略である「京都府電気自動車等普及促進計画」と整合を図りつつ、民間事業者等における「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の積極的な活用を促すとともに、充電インフラ整備を加速させることにより、「電欠なき京都」の構築をめざすことを目的とする。

なお、本ビジョンについては、今後の充電インフラの整備状況や次世代自動車の普及状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。

(3) 対象地域

京都府内全域（京都市を含む）

(4) 対象機器

急速充電器または普通充電器（以下「充電器」という。）であり、以下の要件をみたすもの。

- ・今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること。
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ・充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める料金の徴収は可とする）。
- ・利用者を限定していないこと（ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする）。

2 府内の充電インフラ整備状況

充電器の種類	内 訳	
急速充電器 (H27.1月時点)	公共設置	24基 〔 京都府14基 京都市4基 舞鶴市1基 南丹市1基 長岡京市2基 宇治市1基 八幡市1基 〕
	民間設置	59基
	合 計	83基
普通充電器 (H27.1月時点)	210施設 254基	

◆ 府内の急速充電器 設置状況（平成27年1月現在）

設置エリア		公共設置		民間設置
		府設置	市町村設置	
京都市域	京 都 市	3	4	28
丹後地域	宮 津 市	1		
	京丹後市	2		2
中丹地域	福知山市	1		4
	舞 鶴 市		1	4
	綾 部 市	1		2
南丹地域	亀 岡 市	1		4
	南 丹 市	1	1	2
	京丹波町	1		
山城地域	宇 治 市		1	3
	城 陽 市			1
	向 日 市			1
	長岡京市		2	1
	八 幡 市		1	
	京田辺市			3
	木津川市	1		1
	久御山町	1		3
精 華 町	1			
合 計 83基		14基	10基	59基

3 今後の充電インフラ整備の基本的な考え方

(1) 充電インフラの種類

充電器は、その利用用途や立地条件等から、「経路充電」、「緊急充電」、「目的地充電」の3形態に分類できる。

府内の充電インフラの整備を検討するにあたっては、これらの用途を踏まえて対象条件を検討する。

○経路充電の考え方 ※「継ぎ足し」充電

- 中長距離の移動途中での継ぎ足しの位置づけであり、滞在時間が短時間のうちに充電を満たす必要があることから、急速充電器の設置が一義的。
- 都市間の主要走行ルートや観光ルートとなる道路において線の配置を考慮する必要がある。

(例) 高速道路SA・PA：高速道路を利用した長距離移動を支援
道の駅：観光地等における一般道での中長距離移動を支援
幹線道路沿いの施設や交通結節点付近の施設（商業施設・飲食店、コンビニ、ガソリンスタンド、自動車整備工場等）

○緊急充電の考え方 ※「駆け込み」充電

- 渋滞等の不測の事態によって電欠の恐れが生じた際に、移動経路上または経路外において駆け込みで行う充電であり、経路充電・目的地充電だけでは面的な充電施設の配置が満たされない地域や走行経路に対して充電器を配備。
- 利便性確保の観点からすれば急速充電器が一義的だが、緊急対応であることを考慮すれば普通充電器でも有効。
- 緊急対応であることから、24時間・年中無休での利用可能な施設での配備が望ましい。
- 充電中の待ち時間に滞在できる機能（飲食・買い物・休憩）がある施設の方が優先度は高い。

(例) 自動車販売店：販売元の責務及び購入者へのフォローサービスとして。
公共施設等：民間整備により生じた空白地域等に対する支援。

○目的地充電の考え方 ※「ついで」充電

- 移動の目的地での滞在中に行う充電であり、いわば「ついで」に行うことを想定。
- 目的地での滞在が前提であることから、中・長時間の駐車が想定されるため、普通充電が基本。
- 一方、幹線道路沿いの大型商業施設等では、遠方からの来客もあり、経路充電的役割をもつ施設も考えられる。この場合は、必要に応じて急速充電器の設置も可能。

(例) 大規模商業施設、観光地、ホテル・旅館、一時預かり駐車場、病院、飲食店、スーパー、公共施設、静穏さが求められる施設等（福祉施設、寺社仏閣等）

(2) 充電インフラにかかる現状の課題と整備が必要なエリア

利用者が電欠の不安を抱くことなく、安心して府内を走行できる環境を整備し、EV・PHVの本格的普及促進を図るには、以下のような課題に対応していく必要がある。

本ビジョンでは、これらの課題解消に向けて充電インフラ整備を促進していくこととする。

【課題】

- ・ 高速道路SA・PAにおける急速充電器が不足。
- ・ 今後数年間で府内における高速道路網が急速に進展する状況を鑑みれば、高速道路IC付近の充電インフラ整備が不可欠。
- ・ 京都府南北地域の接続道や都市間移動における幹線道路での急速充電器が不足。
- ・ 都市間の移動経路に多様性がなく、EV走行におけるリダンダンシーの確保が必要。(特定の一経路のみを採用するのではなく、同一地域においても、複数経路を想定。)
- ・ 人口密度が比較的高い山城地域や、観光資源の豊富な丹後地域等で急速充電器の空白地域が存在。
- ・ 郊外の急速充電器が少なく、都市部にやや偏在する傾向がある。
- ・ 今後のEV・PHV本格普及を見据えると、さらなる急速充電器の整備が必要。



充電インフラ整備に係る基本的な考え方

京都府の地域特性や京都らしさ等の社会的要素・地域特性を考慮して、以下のような地域や地点、施設での充電インフラ整備を促進。

急速充電器

経路充電・緊急充電の視点での配備

- ① 道の駅
- ② 高速道路のSA・PA
- ③ 高速道路と一般道の接続口（インターチェンジ等）周辺エリア
- ④ 幹線道路沿いや交通結節点付近
- ⑤ ガソリンスタンド減少地（充電器空白地）
- ⑥ 集客力があり、不特定多数の来場が見込まれる施設（大型商業施設、観光拠点施設、コンビニエンスストア等）
- ⑦ 自動車基盤施設（府内にある自動車販売店・ディーラー、レンタカー、ガソリンスタンド、自動車整備工場等）
- ⑧ 緊急充電対策施設（府内市町村等公共的施設等）

普通充電器

目的地充電の視点での整備

- ・ 大型商業施設、娯楽施設
- ・ ホテル・旅館等の宿泊施設
- ・ 府内市町村等公共的施設等

4 次世代自動車充電インフラ整備促進事業に基づく充電器の設置要件

「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用し、本ビジョンで新たに必要と考える充電インフラの整備規模は以下のとおりとする（詳細の設置要件については、別添のリスト参照）。

整備先	想定整備主体	整備規模
経路充電（継ぎ足し充電）		
① 道の駅・まちの駅	道の駅等運営会社	全16箇所
② 高速道路PA・SA	府道路公社	全2箇所
③ 高速道路IC周辺（3km圏）		全48区域
④ 主要国道沿い（19区間）	商業施設・飲食店、 コンビニ、ガリソウト、 自動車整備工場 等	概ね20km毎
⑤ 主要地方道沿い（9区間）		概ね10km毎
⑥ その他の空白エリア(面的配備)		府内36区域 (市区町村単位)
緊急充電（駆け込み充電）		
⑦ EV・PHV自動車販売店	ディーラー・販売店	全30施設
⑧ 自治体公共施設等	市町村	全2施設
目的地充電（ついで充電）		
⑨ その他の空白エリア 移動目的地での滞在中における 充電	大規模商業施設、 ホテル・旅館、飲食店 一時預かり駐車場等	府内36区域 (市区町村単位)
全 箇 所 数		864

※ 急速充電器を中心に設置を誘導

※ 西日本高速道路(株)管轄のSA・PAについては、別途、同社がビジョンを策定していることから、本府ビジョンに含めない。

① 道の駅等への充電インフラの整備

京都府内の道の駅・まちの駅について、下記1.6施設を急速充電器又は普通充電器整備箇所の対象とする。

道の駅	舟屋の里 伊根	(伊根町字亀島 459)
道の駅	シルクのまち かや	(与謝野町字滝 98)
道の駅	てんきてんき丹後	(京丹後市丹後町竹野 313 番地の1)
道の駅	和(なごみ)	(京丹波町坂原上モジリ 11 番地)
道の駅	ガレリア かめおか	(亀岡市余部町宝久保 1-1)
道の駅	丹波マーケス	(京丹波町須知色紙田 3 番地 5)
道の駅	瑞穂の里・さらびき	(京丹波町大朴休石 10 番地 1)
道の駅	農匠の郷やくの	(福知山市夜久野町平野 2150 番地)
道の駅	舞鶴港とれとれセンター	(舞鶴市字下福井 905 番地)
道の駅	京都新光悦村	(南丹市園部町曾我谷縄手 15 番地 3)
道の駅	丹後あじわいの郷	(京丹後市弥栄町鳥取 123 番地)
道の駅	美山ふれあい広場	(南丹市美山町安掛下 23 番地)
道の駅	くみはま SANKAIKAN	(京丹後市久美浜町浦明 1709)
道の駅	ウッディー京北	(京都市右京区京北周山町上寺田 1-1)
道の駅	スプリングスひよし	(南丹市日吉町中宮ノ向 8 番地)
まちの駅	クロスピアくみやま	(久御山町森南大内 303)

② 高速道路のSA・PA

京都府内のPAについて、下記2箇所を急速充電器整備箇所の対象とする。

【京都道路公社管轄】

京都縦貫自動車道 由良川PA(上り・下りの計2箇所)

※西日本高速道路(株)管轄のSA・PAについては、別途、同社がビジョンを策定していることから、本府ビジョンに含めない

③ 高速道路と一般道の接続口（インターチェンジ等）から周辺3kmの地域

高速道路と一般道の接続口を中心とする周辺3kmの地域内において、下記48区域を急速又は普通充電器整備箇所の対象とする。

【NEXCO 西日本管轄】

舞鶴若狭自動車道

福知山、綾部、舞鶴西、舞鶴東

京都縦貫自動車道

長岡京、大原野、沓掛、篠、亀岡、大井、千代川、八木東、八木中、八木西、園部、丹波名神高速道路

京都東、京都南、大山崎

第二京阪道路・阪神高速8号線京都

山科、鴨川東、鴨川西、上烏羽、城南宮北、城南宮南、伏見、巨椋池、久御山南、八幡東、京田辺松井

京奈和自動車道

城陽、田辺北、田辺西、精華下狛、精華学研、山田川、木津

京滋バイパス

（大山崎）、久御山淀、久御山、巨椋、宇治西、宇治東、笠取

【京都道路公社管轄】

京都縦貫自動車道

京丹波わち、綾部安国寺、舞鶴大江、宮津天橋立、与謝天橋立

④ 国道沿いでの整備

京都府を東西南北に縦断・横断し、広域的移動を可能とする以下の国道では、概ね20km区間内に1箇所整備することとし、各区間全体で4箇所を急速又は普通充電器整備箇所の対象とする。

【国 道】

国道1号線	名神高速京都東ICの接続口（京都市山科区）から八幡洞ヶ峠交差点（八幡市）まで
国道9号線	須知交差点（京丹波町）から堀川五条交差点（京都市下京区）まで
国道9号線	小倉交差点（福知山市夜久野町）から須知交差点（京丹波町）まで
国道24号線	烏丸五条交差点（京都市下京区）から木津IC交差点（木津川市）まで
国道27号線	府道564号線との交差点（舞鶴市）から蒲生交差点（京丹波町）まで
国道162号線	府道34号線との交差点（南丹市美山町）から五条天神川交差点（京都市）まで
国道163号線	上狛四丁町交差点（木津川市）から府道753号線との交差点（南山城村）まで
国道171号線	京阪国道口交差点（京都市南区）から大山崎交差点（大山崎町）まで

- 国道 173 号線 京丹波町内の国道 173 号線沿い
- 国道 175 号線 大手交差点（舞鶴市）から牧交差点（福知山市）まで
- 国道 176 号線 新大手橋交差点（宮津市）から下天津交差点（福知山市大江町）まで
- 国道 178 号線 新大手橋交差点（宮津市）から八田交差点（舞鶴市）まで
- 国道 178 号線 府道 624 号線との交差点（伊根町）から消防署前交差点（与謝野町岩滝）まで
- 国道 178 号線 京丹後市内の国道 178 号線沿い
- 国道 307 号線 京奈和自動車道田辺西 IC との接続口から府道 283 号線との交差点（宇治田原町）まで
- 国道 312 号線 本願寺前交差点（京丹後市久美浜町）から石川交差点（与謝野町野田川）まで
- 国道 367 号線 京都市内の国道 367 号線沿い
- 国道 477 号線 八木交差点（南丹市八木町）から国道 367 号との交差点（京都市左京区）まで
- 国道 482 号線 間人中学校上交差点（京丹後市丹後町）から長岡大橋交差点（京丹後市峰山町）まで

⑤ 地方主要道沿いでの整備

地域交通網を支える地方主要道のうち、12 時間の小型車交通量が 1 万台を超え※、区間長が 7km を超える府道について、概ね 10km 区間内（区間長が 10km 未満の道路については 10km として扱う）に 1 箇所を急速充電器整備箇所の対象とする。

（※平成 22 年度 道路交通センサス調査結果）

【地方主要道】

- 府道 8 号線 西堀交差点（福知山市）から味方交差点（綾部市）まで
- 府道 10 号線 松原交差点（大山崎町）から沓掛交差点（京都市西京区）まで
- 府道 13 号線 大手筋交差点（京都市伏見区）から府道 22 号線都の交差点（八幡市御幸橋）まで
- 府道 15 号線 淀木津交差点（京都市伏見区）から宇治橋西詰交点（宇治市）まで
- 府道 22 号線 府道 13 号線との交差点（八幡市御幸橋）から相楽台交差点（木津川市）まで
- 府道 28 号線 舞鶴市内の府道 28 号線沿い
- 府道 67 号線 千代原口交差点（京都市西京区）から調子八角交差点（長岡京市）
- 府道 69 号線 京滋バイパス榎島交点（宇治市）から城陽新池交差点（城陽市）まで
- 府道 81 号線 府道 13 号線との交差点（八幡市御幸橋）から府道 15 号線との交差点（宇治市神明）まで

⑥ 急速充電器空白地域での面的配備の促進

各自治体の人口比率及び面積比率を考慮し、面的配備が必要と考えられる急速充電器について、市区町村エリア計36区域を整備箇所の対象とする。

ただし、複数の整備計画が同時にあった場合には、以下の優先順位を踏まえ総合的に判断して選定する。

【面的配備における優先順位】※(i)が最も高く、(iv)が最も低い

- (i) 24時間利用が可能な充電施設
- (ii) 一般国道と主要地方道路の結節点付近での整備
- (iii) (ii)以外の国道・主要地方道沿いでの整備
- (iv) (ii)、(iii)以外の場所での整備

⑦ EV・PHV自動車販売店等への充電インフラの整備

京都府内のEV・PHV自動車ディーラー・販売店計30施設を急速又は普通充電器整備箇所の対象とする。

⑧ 自治体公共施設への充電インフラの整備

京都府内市町の計2施設を充電器整備箇所の対象とする。

⑨ 目的地充電の整備

各自治体の人口比率及び面積比率を考慮し、目的地充電が必要と考えられる急速充電器又は普通充電器について、市区町村エリア計36区域を整備箇所の対象とする。

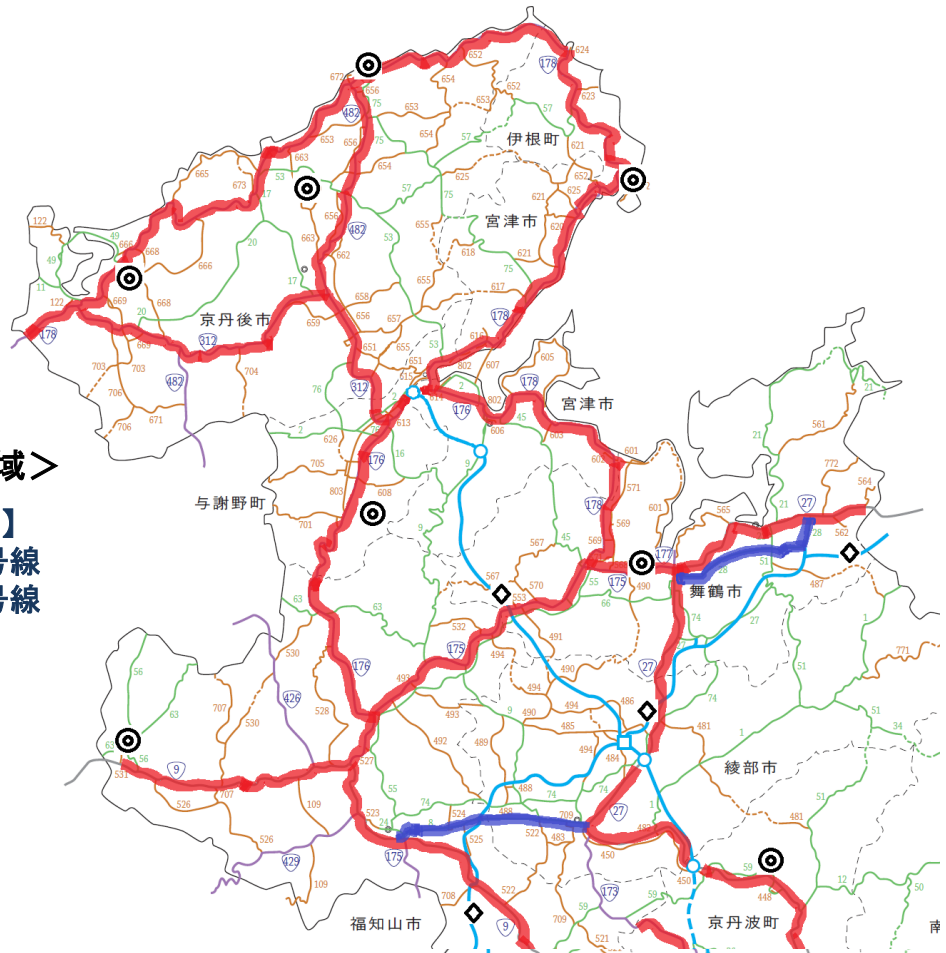
ただし、複数の整備計画が同時にあった場合には、以下の優先順位を踏まえ総合的に判断して選定する。

【面的配備における優先順位】※(i)が最も高く、(iv)が最も低い

- (i) 24時間利用が可能な充電施設
- (ii) 一般国道と主要地方道路の結節点付近での整備
- (iii) (ii)以外の国道・主要地方道沿いでの整備
- (iv) (ii)、(iii)以外の場所での整備

【参考】 京都府のビジョンマップ ー国道・地方主要道・道の駅ー



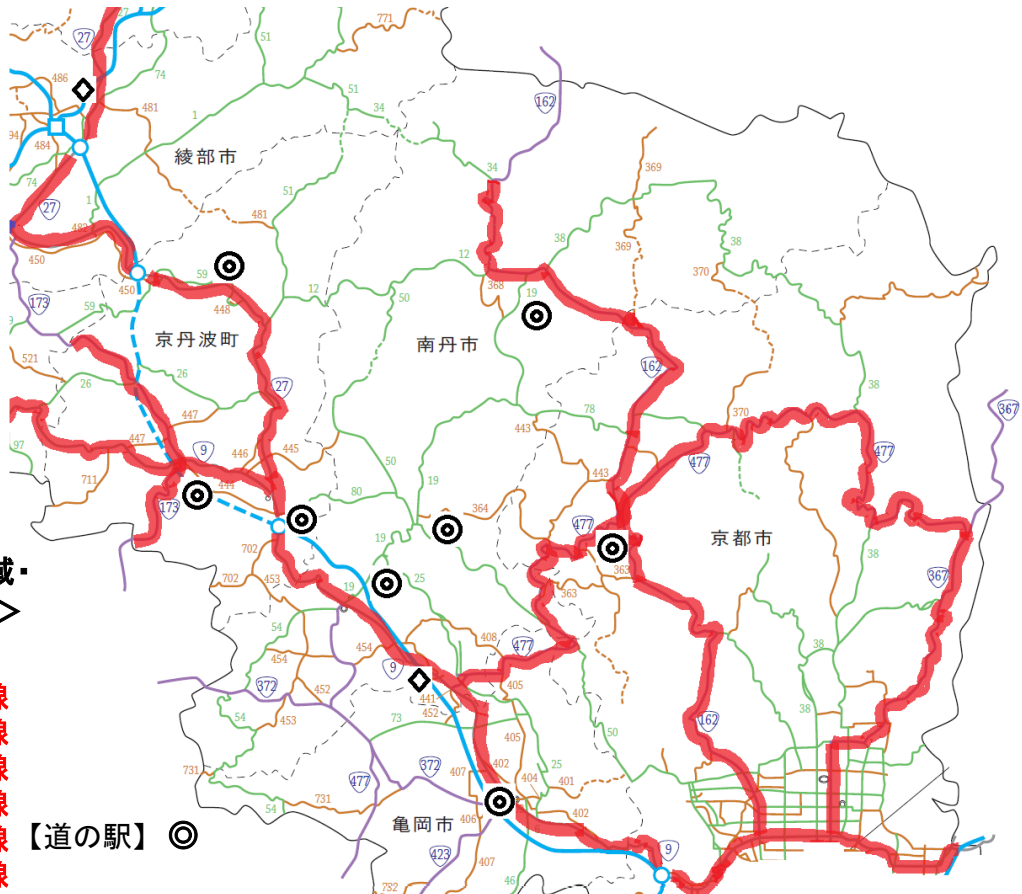


＜丹後・中丹地域＞

- 【国道】
- 9号線
- 27号線
- 173号線
- 175号線
- 176号線
- 178号線
- 312号線
- 482号線

- 【府道】
- 8号線
- 28号線

【道の駅】 ◎



＜南丹地域・京都市域＞

- 【国道】
- 9号線
- 27号線
- 162号線
- 173号線
- 367号線
- 477号線

【道の駅】 ◎

<京都市域・山城地域>

- | | |
|-------|------|
| 【国道】 | 【府道】 |
| 1号線 | 10号線 |
| 9号線 | 13号線 |
| 24号線 | 15号線 |
| 162号線 | 22号線 |
| 163号線 | 67号線 |
| 171号線 | 69号線 |
| 307号線 | 81号線 |
| 367号線 | |
| 【道の駅】 | ◎ |

